法定調書奉行® VERP Smart

機能アップガイド

Ver.5.12

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD.

令和８年分の年末調整に関する改正に対応

令和８年分の年末調整に関する以下の改正に対応しました。
〇源泉徴収票のみなし提出の特例に対応
〇年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例に対応
〇基礎控除・給与所得控除の引き上げに対応
〇扶養親族等の所得要件の改正に対応
〇源泉徴収簿の奉行サプライが追加
〇住宅ローン控除の改正に対応
〇国税システム更改に伴う提出書類のAI-OCR様式化に対応

当製品の対応の詳細は、こちらをご参照ください。

法定調書奉行® VERP Smart

機能アップガイド

Ver.5.11

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD.

機能追加内容はありません。関連製品の修正に伴い更新しています。

法定調書奉行® VERP Smart

機能アップガイド

Ver.5.08

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD.

機能追加内容はありません。関連製品の修正に伴い更新しています。

法定調書奉行® VERP Smart

機能アップガイド

Ver.5.07

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD.

目次

国税電子申告（e-Tax）の令和８年１月５日受付開始分に対応	2
地方税電子申告（eLTAX）の令和７年12月15日受付開始分に対応	2

- 国税電子申告（e-Tax）の令和８年１月５日受付開始分に対応

 ≪ 関連メニュー ≫
 [電子申告]メニュー

- 地方税電子申告（eLTAX）の令和７年12月15日受付開始分に対応

 ≪ 関連メニュー ≫
 [電子申告]メニュー

法定調書奉行® VERP Smart

機能アップガイド

Ver.5.06

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD.

令和７年　通勤手当に係る所得税の非課税限度額の改正に対応

通勤で自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。
改正内容および当製品の対応の詳細は、こちらをご参照ください。

法定調書奉行® VERP Smart

機能アップガイド

Ver.5.05

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD.

目次

基礎控除・給与所得控除の見直しに対応	2
特定親族特別控除の創設に対応	2
扶養親族等の所得要件の改正に対応	11
令和６年入居の住宅ローン控除の改正に対応	11
退職所得の源泉徴収票の改正に対応	14

基礎控除・給与所得控除の見直しに対応

以下のとおり、所得税の基礎控除の見直し等が行われました。
当製品では、[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニューで年末調整計算する際に、自動的に反映されます。

○基礎控除の見直し
合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。
【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 （収入が給与だけの場合の収入金額）	改正前	改正後
132 万円以下 （200 万 3,999 円以下）	48 万円	95 万円
132 万円超　336 万円以下 （200 万 3,999 円超　475 万 1,999 円以下）		88 万円
336 万円超　489 万円以下 （475 万 1,999 円超　665 万 5,556 円以下）		68 万円
489 万円超　655 万円以下 （665 万 5,556 円超　850 万円以下）		63 万円
655 万円超　2,350 万円以下 （850 万円超　2,545 万円以下）		58 万円

○給与所得控除の見直し
55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。
【給与所得控除額（改正された範囲）】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162 万 5,000 円以下	55 万円	65 万円
162 万 5,000 円超　180 万円以下	その収入金額 × 40 %－ 10 万円	
180 万円超　190 万円以下	その収入金額 × 30 %＋ 8 万円	

上記に伴い、令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されます。

注　意
令和７年12月１日以後に給与等の支払いがない人には、この改正は適用されません。

≪ 関連メニュー ≫
[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー

特定親族特別控除の創設に対応

特定親族の合計所得金額に応じて控除する「特定親族特別控除」が創設されました。

参　考

特定親族とは、居住者と生計を一にする19歳以上23歳未満の親族で、合計所得金額が58万円超123万円以下（収入金額が123万円超188万円以下）の人をいいます。
なお、合計所得金額が58万円以下の場合は、特定親族特別控除の対象とはなりません。扶養控除の対象となります（特定扶養親族に該当します）。

年末調整において特定親族特別控除の適用を受ける場合は、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。
また、合計所得金額が58万円超100万円以下（収入金額が123万円超165万円以下）の場合は「源泉控除対象親族」となり、令和８年１月以後に支払うべき給与について、源泉控除が受けられます（令和８年分以後の扶養控除等申告書の「源泉控除対象親族」欄に記載します）。

参　考

合計所得金額が100万円超123万円以下（収入金額が165万円超188万円以下）の特定親族については、各月の源泉徴収税額の計算では考慮されませんが、年末調整の際に特定親族特別控除申告書を提出することにより、特定親族特別控除の適用を受けることができます。

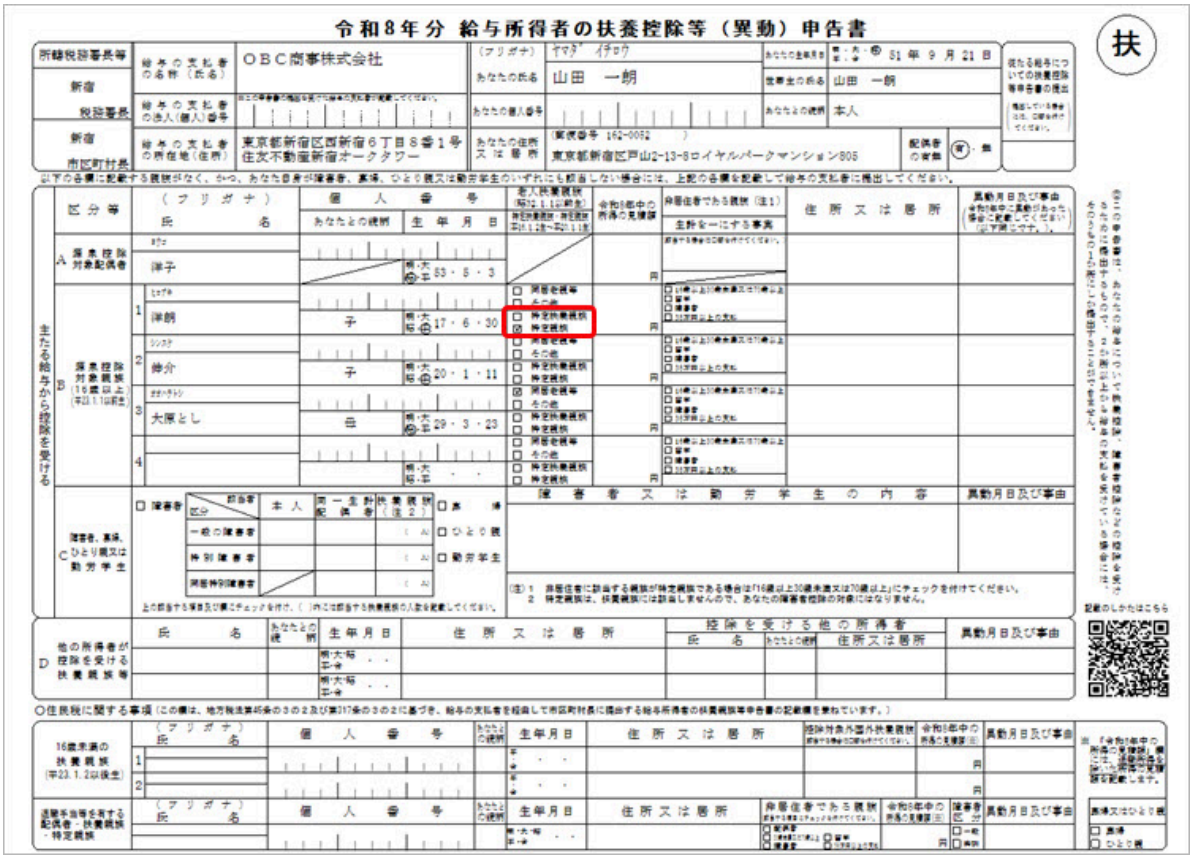
【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 （収入が給与だけの場合の収入金額）	特定親族特別控除額
58 万円超　85 万円以下 （123 万円超　150 万円以下）	63 万円
85 万円超　90 万円以下 （150 万円超　155 万円以下）	61 万円
90 万円超　95 万円以下 （155 万円超　160 万円以下）	51 万円
95 万円超　100 万円以下 （160 万円超　165 万円以下）	41 万円
100 万円超　105 万円以下 （165 万円超　170 万円以下）	31 万円
105 万円超　110 万円以下 （170 万円超　175 万円以下）	21 万円
110 万円超　115 万円以下 （175 万円超　180 万円以下）	11 万円
115 万円超　120 万円以下 （180 万円超　185 万円以下）	6 万円
120 万円超　123 万円以下 （185 万円超　188 万円以下）	3 万円

当製品では、以下のメニューが変更されます。

［扶養控除等異動申告書］メニュー

［扶養控除等異動申告書 － 印刷条件設定］画面の［基本設定］ページで印刷対象に「令和８年」を選択すると、新様式の「令和８年分　給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」が印刷できます。源泉控除対象親族が特定扶養親族または特定親族の場合は、「特定扶養親族・特定親族」欄の該当箇所にチェックが付きます。

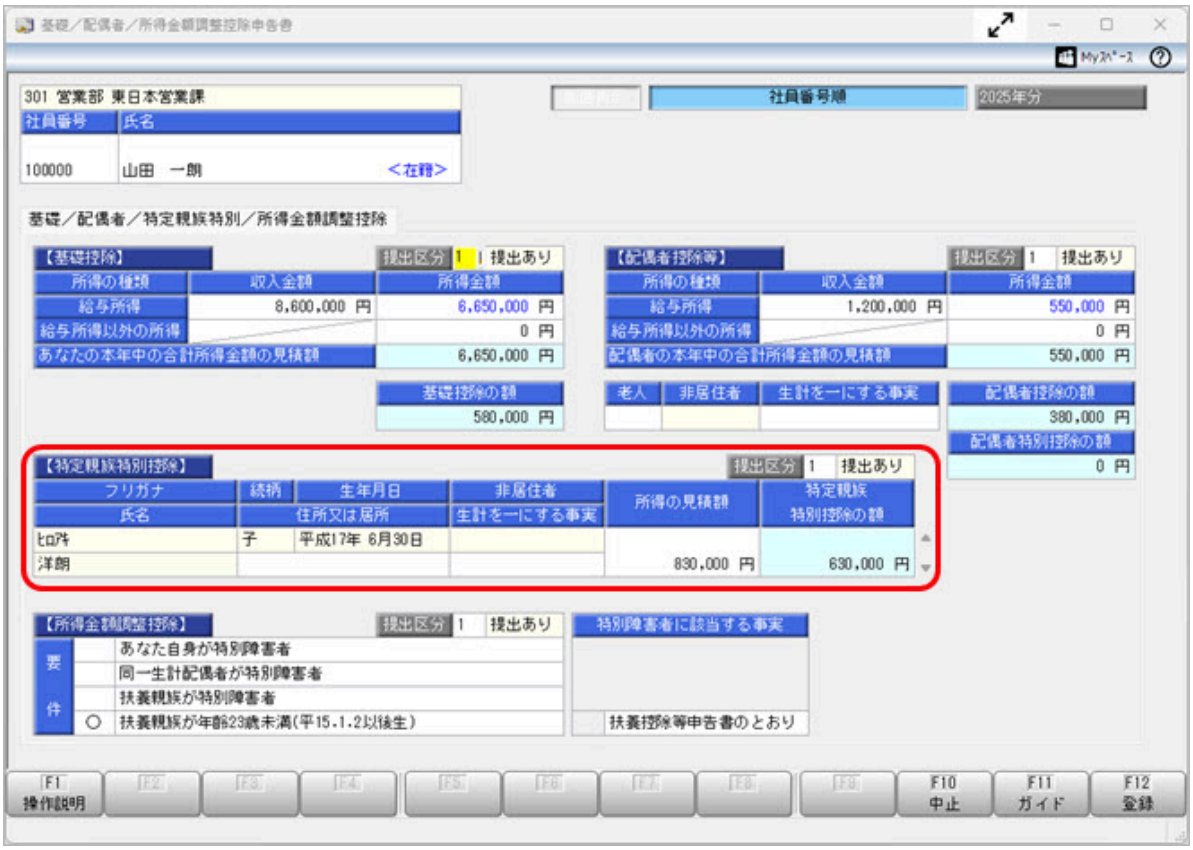


≪ 関連メニュー ≫

[年末調整]-[控除申告書]-[扶養控除等異動申告書]メニュー

[基礎／配偶者／特定親族特別／所得金額調整控除申告書]メニュー

メニュー名が、[基礎／配偶者／所得金額調整控除申告書]メニューから[年末調整]-[控除申告書]-[基礎／配偶者／特定親族特別／所得金額調整控除申告書]メニューに変更されました。
「給与所得者の特定親族特別控除申告書」が提出された場合は、【特定親族特別控除】に入力します。



［基礎／配偶者／特定親族特別／所得金額調整控除申告書 － 印刷条件設定］画面の[詳細設定]ページの「特定親族情報」にチェックを付けると、特定親族特別控除申告書に氏名や合計所得金額が印字されます。

≪ 関連メニュー ≫

[年末調整]-[控除申告書]-[基礎／配偶者／特定親族特別／所得金額調整控除申告書]メニュー

[年末調整処理]メニュー

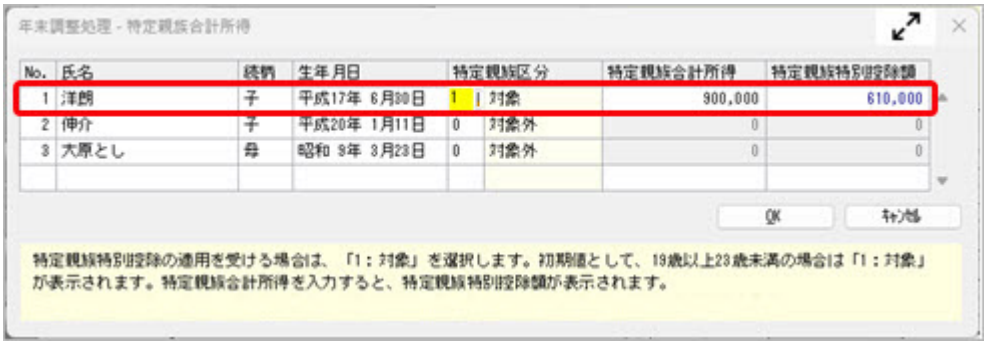
[年末調整処理]メニューの[所得控除等]ページに、【特定親族特別控除情報】が追加されました。



参　考

[年末調整]-[控除申告書]-[基礎／配偶者／特定親族特別／所得金額調整控除申告書]で【特定親族特別控除】を入力していた場合は、【特定親族特別控除情報】に反映されます。

「給与所得者の特定親族特別控除申告書」が提出された場合は、特定親族申告書の提出に「1：あり」を選択すると、［年末調整処理 － 特定親族合計所得］画面が開きます（［合計所得］ボタンをクリックしても［年末調整処理 － 特定親族合計所得］画面が開きます）。
初期値として、処理年の12月31日時点の年齢が19歳以上23歳未満の場合は、特定親族区分に「1：対象」が表示されます。
特定親族合計所得を入力すると、特定親族特別控除額が計算されます。



参　考

［年末調整処理 － 特定親族合計所得］画面の特定親族特別控除額がある場合は、［年末調整処理］メニューの［家族・所得税］ページの扶養親族の扶養区分は「0：控除対象外」になります。

これに伴い、汎用データの年末調整データの項目が追加されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【特定親族特別控除情報】				
扶養親族１～10				
特定親族区分	YISR001	1	数字	項目の新規追加
特定親族合計所得	YISR002	9	数字	
特定親族申告書の提出	YISR003	1	数字	
特定親族特別控除額	YISR004	9	数字	
【家族情報】				
扶養親族１～10				
扶養区分	EFMD011	1	数字	選択肢の追加（処理年が2026年以降の場合に「5：特定」を追加）
【所得税情報】				
特定親族	ESUP016	2	数字	項目の新規追加
【計算結果情報】				
特定親族特別控除額	－	－	－	項目の新規追加

また、[年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニューや[年末調整]-[年末調整一覧表]-[過不足税額一覧表]メニューでも、「特定親族特別控除額」「扶養親族1～10－特定親族合計所得」が集計できます。

注　意

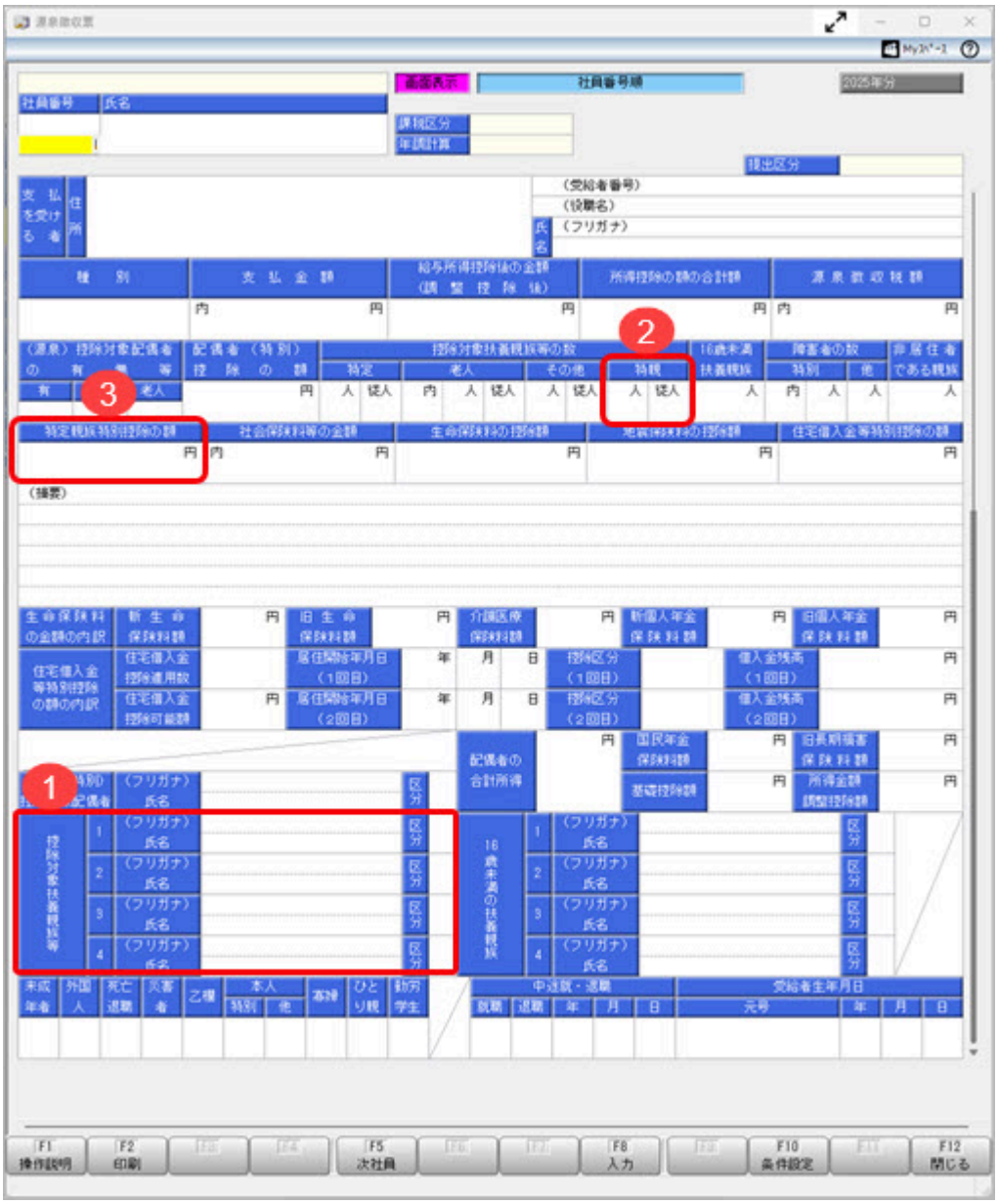
令和７年12月１日以後に給与等の支払いがない人には、この改正は適用されません。

≪ 関連メニュー ≫

・[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
・[年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニュー
・[年末調整]-[年末調整一覧表]-[過不足税額一覧表]メニュー
・[随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー
・[随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニュー

[源泉徴収票]メニュー

以下のように様式が変更され、当製品でも新様式に対応しました。



①「控除対象扶養親族」欄の名称が「控除対象扶養親族等」欄に変更されました。
特定親族がいる場合は、氏名と特定親族特別控除の額をもとに区分が表示されます。

参　考

表示される区分は、以下になります。

特定親族特別控除の額	区分 （特定親族が居住者）	区分 （特定親族が非居住者）	合計所得金額
63 万円	10	11	58万円超　85万円以下
61 万円	20	21	85万円超　90万円以下
51 万円	30	31	90万円超　95万円以下
41 万円	40	41	95万円超　100万円以下
31 万円	50	51	100万円超　105万円以下
21 万円	60	61	105万円超　110万円以下
11 万円	70	71	110万円超　115万円以下
6 万円	80	81	115万円超　120万円以下
3 万円	90	91	120万円超　123万円以下

②「控除対象扶養親族等の数」欄に「特親」欄が追加され、特定親族の人数が出力されます。

③「特定親族特別控除の額」欄が追加されました。

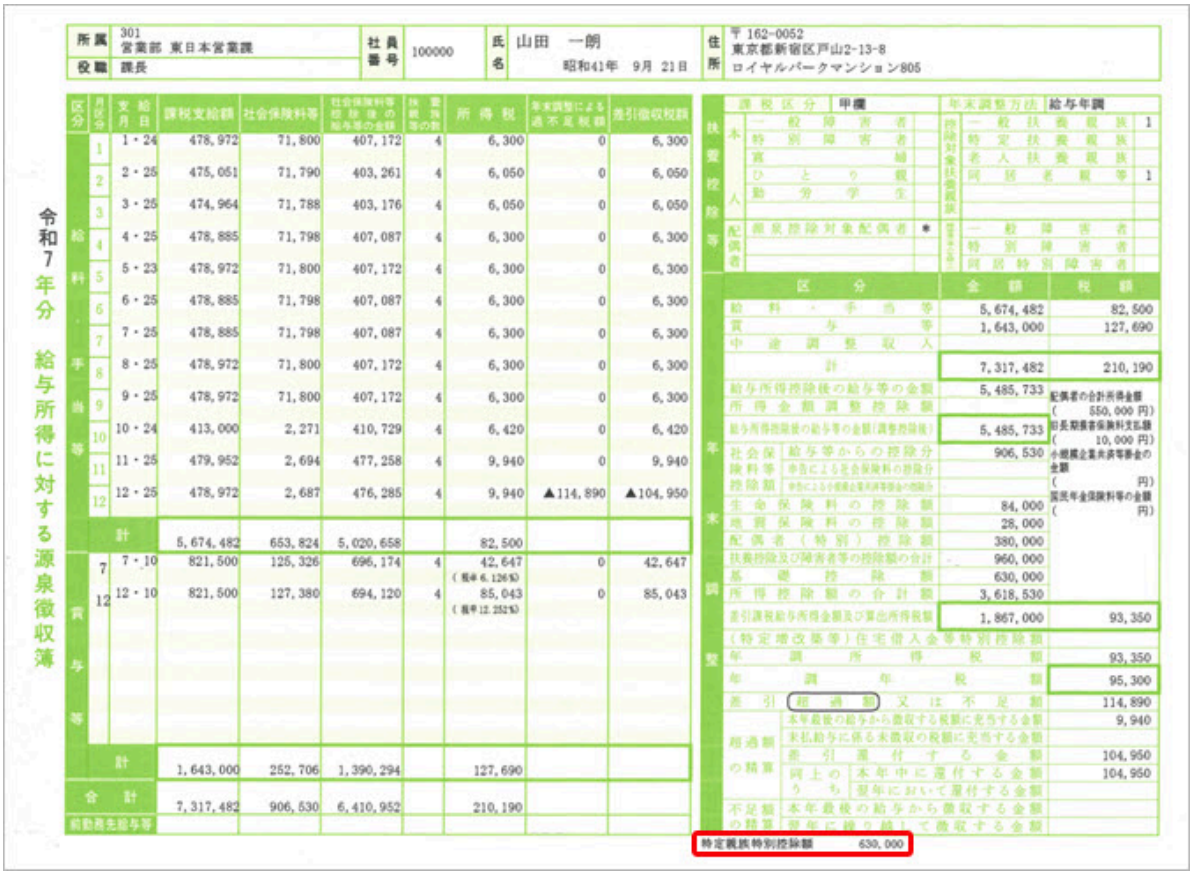
> **参　考**
>
> 令和８年（2026年）以降の場合で、年末調整しない社員の源泉徴収票を作成する場合は、［特親所得］を押して［源泉徴収票 － 特定親族所得見積額］画面を開きます。扶養控除等（異動）申告書の特定親族の所得の見積額を入力すると、所得見積額をもとに控除対象扶養親族等の区分が表示されます。

≪ 関連メニュー ≫

- ［年末調整］-［源泉徴収票］-［源泉徴収票］メニュー
- ［年末調整］-［源泉徴収票］-［源泉徴収票一覧表］メニュー
- ［随時処理］-［磁気ディスク提出用データ作成］-［税務署提出用データ作成］メニュー
- ［随時処理］-［磁気ディスク提出用データ作成］-［市町村提出用データ作成］メニュー

［源泉徴収簿］メニュー

特定親族特別控除の適用がある場合は、欄外に「特定親族特別控除額　XXX,XXX」と印字されます。



> **参　考**
>
> 令和８年分に対応した様式の源泉徴収簿の奉行サプライは、令和８年分の年末調整対応版で提供を開始する予定です。

≪ 関連メニュー ≫

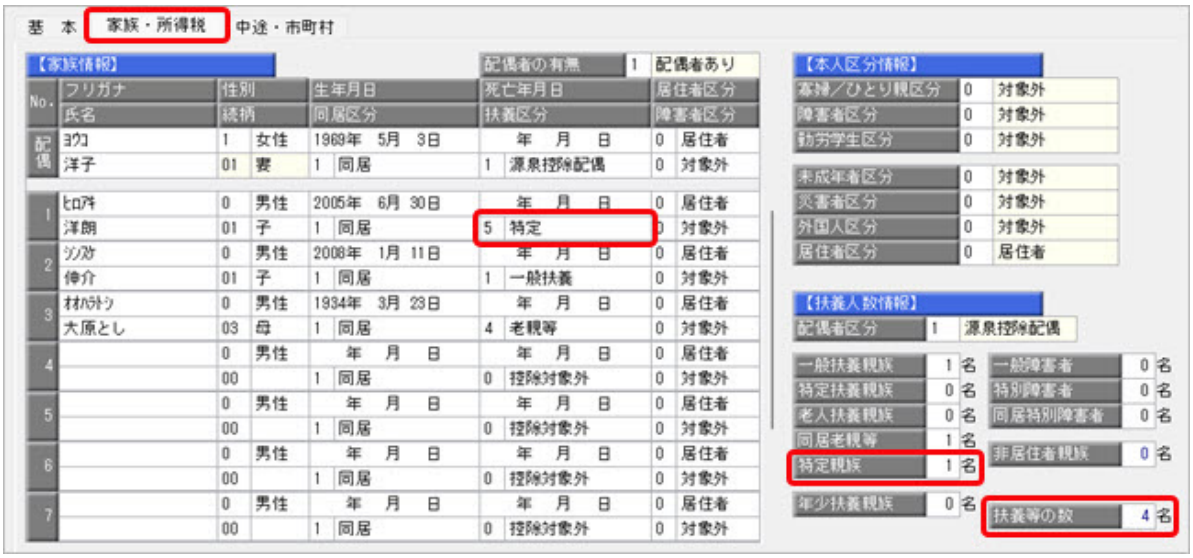
・[年末調整]-[源泉徴収簿]-[源泉徴収簿]メニュー
・[年末調整]-[源泉徴収簿]-[年末調整計算書]メニュー
・[年末調整]-[源泉徴収簿]-[年末調整通知書]メニュー

[社員情報登録]メニュー（令和８年１月以後）

[随時処理]-[年次更新]メニューで年次更新を実行して処理年が「令和８年」になると、[社員情報登録]メニューの［家族・所得税］ページの扶養親族の扶養区分に「5：特定」が追加されます。19歳から23歳未満の親族がいる場合は、合計所得金額に応じて、扶養区分を選択します。
なお、年次更新の際に前年（令和７年）の年末調整処理で特定親族であった場合は、自動的に「5：特定」が表示されます（年齢が23歳未満の場合）。

19 歳以上 23 歳未満の親族の合計所得金額 （収入が給与だけの場合の収入金額）	[社員情報登録] メニューの［家族・所得税］ページの扶養区分
58 万円以下 （123 万円以下）	「2：特定扶養」
58 万円超　100 万円以下 （123 万円超　165 万円以下）	「5：特定」
100 万円超 （165 万円超）	「0：控除対象外」

【扶養人数情報】に「特定親族」欄が追加され、扶養区分が「5：特定」の扶養親族がいる場合は、「特定親族」欄と「扶養等の数」欄に人数が加算されます。



注　意

処理年が「令和７年」の間は、扶養区分に「5：特定」は表示されません。

これに伴い、汎用データの社員情報データの項目が変更されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【家族情報】				
扶養親族１～10				
扶養区分	EFMD011	1	数字	選択肢の追加 （処理年が2026年以降の場合に「5：特定」を追加）
【扶養人数情報】				
特定親族	ESUP016	2	数字	項目の新規追加

≪ 関連メニュー ≫

・[受給者情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
・[随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]-[社員情報データ作成]メニュー
・[随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報データ受入]メニュー

扶養親族等の所得要件の改正に対応

以下の通り、扶養親族等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。
当製品では、[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニューで年末調整計算する際に、自動的に判定されます。

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件（収入が給与だけの場合の収入金額）	
	改正前	改正後
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	48 万円以下 （103 万円以下）	58 万円以下 （123 万円以下）
配偶者特別控除の対象となる配偶者	48 万円超　133 万円以下 （103 万円超　201 万 5,999 円以下）	58 万円超　133 万円以下 （123 万円超　201 万 5,999 円以下）
勤労学生	75 万円以下 （130 万円以下）	85 万円以下 （150 万円以下）

注　意

令和７年12月１日以後に給与等の支払いがない人には、この改正は適用されません。

≪ 関連メニュー ≫

[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー

令和６年入居の住宅ローン控除の改正に対応

新築・買取再販については、住宅の区分と特例対象個人か否かで、借入限度額が以下のようになります。

参　考

特例対象個人とは、令和６年12月31日（年の途中で死亡した場合はその時点）の現況で、以下のいずれかの人です。

〇夫婦のいずれかが40歳未満

〇19歳未満の扶養親族を有する

特例対象個人として令和６年分の確定申告を行った場合は、税務署から送付される住宅ローン控除申告書の住宅の区分等欄に「特例対象個人」と印字されます。

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	特例対象個人の場合：5,000 万円 上記以外の場合　　：4,500 万円
ZEH水準省エネ住宅	特例対象個人の場合：4,500 万円 上記以外の場合　　：3,500 万円
省エネ基準適合住宅	特例対象個人の場合：4,000 万円 上記以外の場合　　：3,000 万円
その他の住宅	2,000 万円（建築確認を受けたものとします）
震災特例の場合	特例対象個人の場合：5,000 万円 上記以外の場合　　：4,500 万円

当製品では、[年末調整処理]メニューの[税額控除]ページの住宅の区分等に選択肢が追加され、以下のように変更されました。居住開始年月日や控除額適用区分、住宅の区分等の設定をもとに、住宅借入金等控除額が自動計算されます。

変更前	変更後
00：非該当 01：中古住宅 02：特例居住用家屋 03：認定住宅・新築 04：認定住宅・買取再販 05：認定住宅・新築・特例認定住宅等 06：ZEH水準省エネ住宅・新築 07：ZEH水準省エネ住宅・買取再販 08：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等 09：省エネ基準適合住宅・新築 10：省エネ基準適合住宅・買取再販 11：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等	00：非該当 01：中古住宅 02：特例居住用家屋 03：認定住宅・新築 04：認定住宅・買取再販 05：認定住宅・新築・特例認定住宅等 06：ZEH水準省エネ住宅・新築 07：ZEH水準省エネ住宅・買取再販 08：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等 09：省エネ基準適合住宅・新築 10：省エネ基準適合住宅・買取再販 11：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等 12：特例対象個人 13：特例認定住宅等・特例対象個人 14：認定住宅・新築・特例対象個人 15：認定住宅・買取再販・特例対象個人 16：認定住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人 17：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例対象個人 18：ZEH水準省エネ住宅・買取再販・特例対象個人 19：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人 20：省エネ基準適合住宅・新築・特例対象個人 21：省エネ基準適合住宅・買取再販・特例対象個人 22：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人

これに伴い、汎用データの年末調整データの住宅の区分等と２回目－住宅の区分等に、選択肢（「12：特例対象個人」～「22：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人」）が追加されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
住宅の区分等 ２回目－住宅の区分等	YITS016 YITS017	２	数字	00：非該当 01：中古住宅 02：特例居住用家屋 03：認定住宅・新築 04：認定住宅・買取再販 05：認定住宅・新築・特例認定住宅等 06：ZEH水準省エネ住宅・新築 07：ZEH水準省エネ住宅・買取再販 08：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等 09：省エネ基準適合住宅・新築 10：省エネ基準適合住宅・買取再販 11：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等 12：特例対象個人 13：特例認定住宅等・特例対象個人 14：認定住宅・新築・特例対象個人 15：認定住宅・買取再販・特例対象個人 16：認定住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人 17：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例対象個人 18：ZEH水準省エネ住宅・買取再販・特例対象個人 19：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人 20：省エネ基準適合住宅・新築・特例対象個人 21：省エネ基準適合住宅・買取再販・特

				例対象個人 22：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人

≪ 関連メニュー ≫

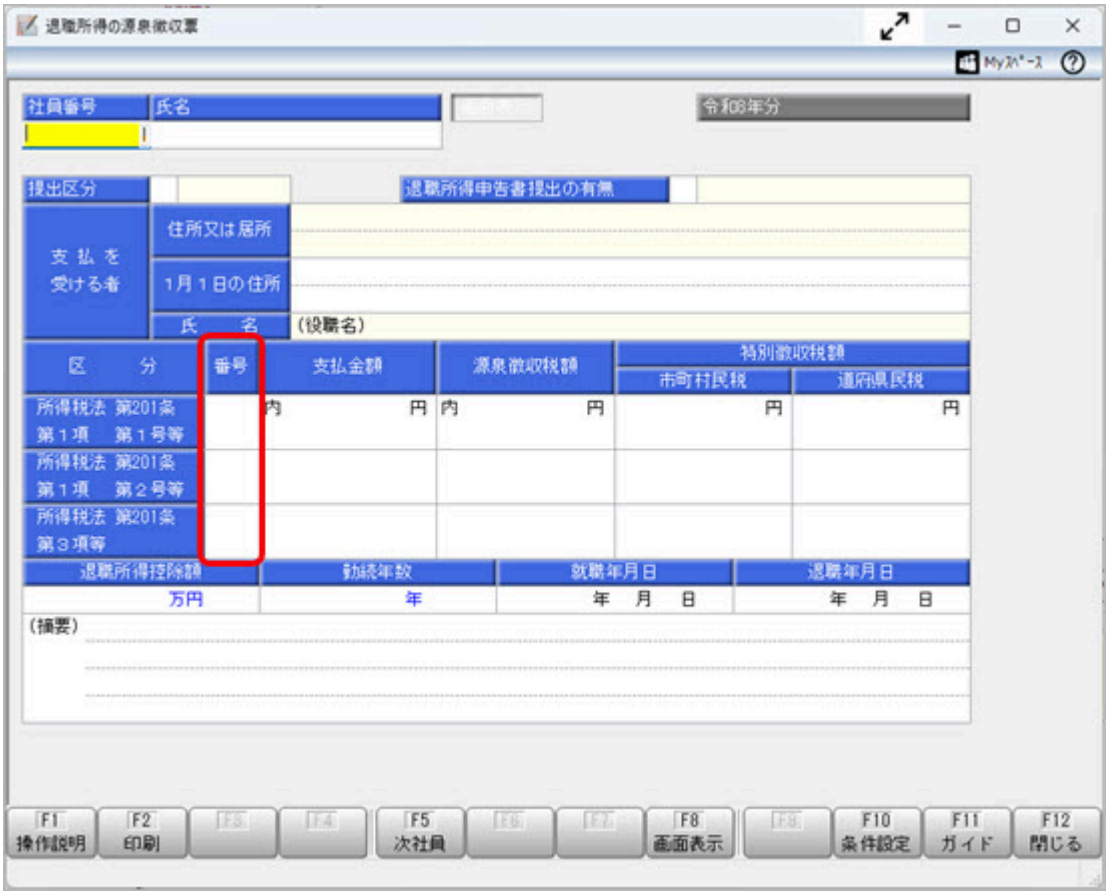
・[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
・[随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー
・[随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニュー

退職所得の源泉徴収票の改正に対応

令和８年１月１日以後に提出する退職所得の源泉徴収票の改正に対応しました。

〇提出範囲の変更に対応
役員だけでなく、退職手当等の支払を受けるすべての人が提出することになりました。
当製品の令和８年分の[支払調書１]-[退職所得の源泉徴収票]メニューでは、すべての人の提出区分が「1：提出する」になります。

〇新様式に対応
「番号」欄が追加されました。
当製品では、令和８年分の[支払調書１]-[退職所得の源泉徴収票]メニューに「番号」欄が追加されます。



初期値は空欄です。必要に応じて、「1」～「7」を入力してください。
※入力する番号については、支払内容に応じて所轄の税務署へご確認ください。

これに伴い、汎用データの退職所得の源泉徴収票データに項目が追加されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
番号	PWRH031	1	数字	項目の新規追加

≪ 関連メニュー ≫

・[支払調書１]-[退職所得の源泉徴収票]メニュー
・[随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[税務署提出用データ作成]メニュー
・[随時処理]-[汎用データ作成]-[支払調書データ作成]-[退職所得の源泉徴収票データ作成]メニュー
・[随時処理]-[汎用データ受入]-[支払調書データ受入]-[退職所得の源泉徴収票データ受入]メニュー

法定調書奉行® VERP Smart

機能アップガイド

Ver.5.04

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD.

機能追加内容はありません。関連製品の修正に伴い更新しています。

法定調書奉行® VERP Smart

機能アップガイド

Ver.5.02

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD.

目次

国税電子申告（e-Tax）の令和７年１月６日受付開始分に対応	2
地方税電子申告（eLTAX）の令和６年12月16日受付開始分に対応	2
光ディスクの摘要欄の記載要領変更に対応	2

- **国税電子申告（e-Tax）の令和７年１月６日受付開始分に対応**

 ≪ 関連メニュー ≫
 [電子申告]メニュー

- **地方税電子申告（eLTAX）の令和６年12月16日受付開始分に対応**

 ≪ 関連メニュー ≫
 [電子申告]メニュー

- **光ディスクの摘要欄の記載要領変更に対応**

 光ディスクにより提出する給与支払報告書について、提出用データの摘要欄の記載要領が追加され、当製品でも対応しました。「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」がいる場合に、摘要欄の出力内容が変更されます。

 ≪ 関連メニュー ≫
 - [随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[税務署提出用データ作成]メニュー
 - [随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[市町村提出用データ作成]メニュー
 - [電子申告]-[給与支払報告書]-[PCdesk用CSV取込データ作成]メニュー

法定調書奉行® VERP Smart

機能アップガイド

Ver.5.01

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD.

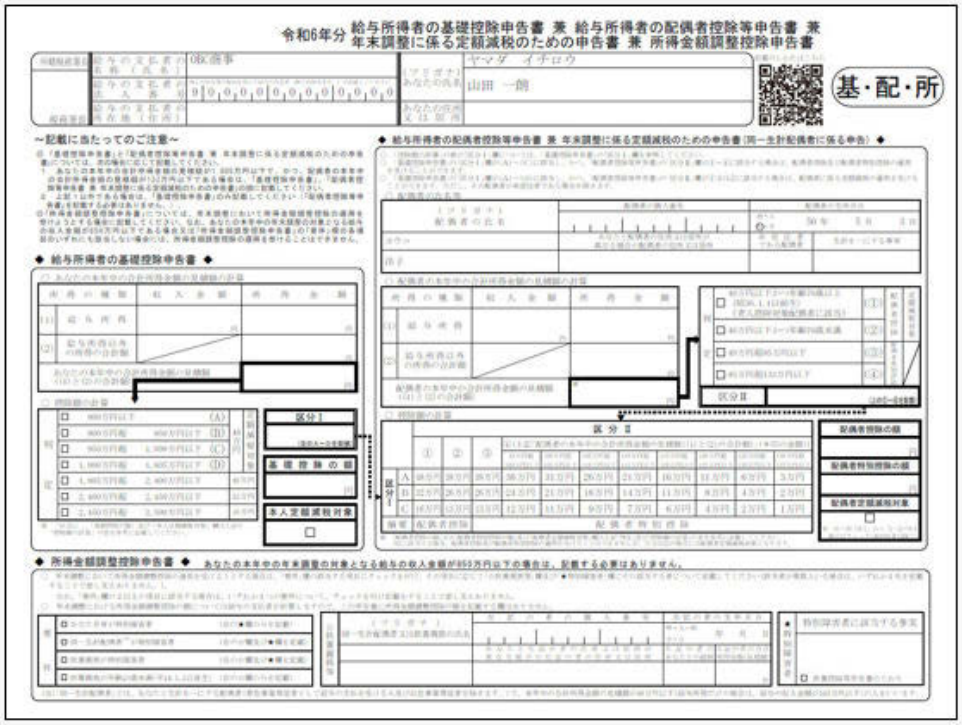
目次

≪改正情報≫	
「年末調整に係る定額減税のための申告書」に対応	2
「保険料控除申告書」の新様式に対応	3
[給与賞与入力]メニューで月次減税に関する金額を入力可能	4
定額減税（年調減税事務）に対応	4
住宅ローン控除の増改築等の上限計算に対応	8
光ディスクの摘要欄の文字数変更に対応	9
「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の様式変更に対応	9
≪機能追加≫	
搭載辞書を更新	10

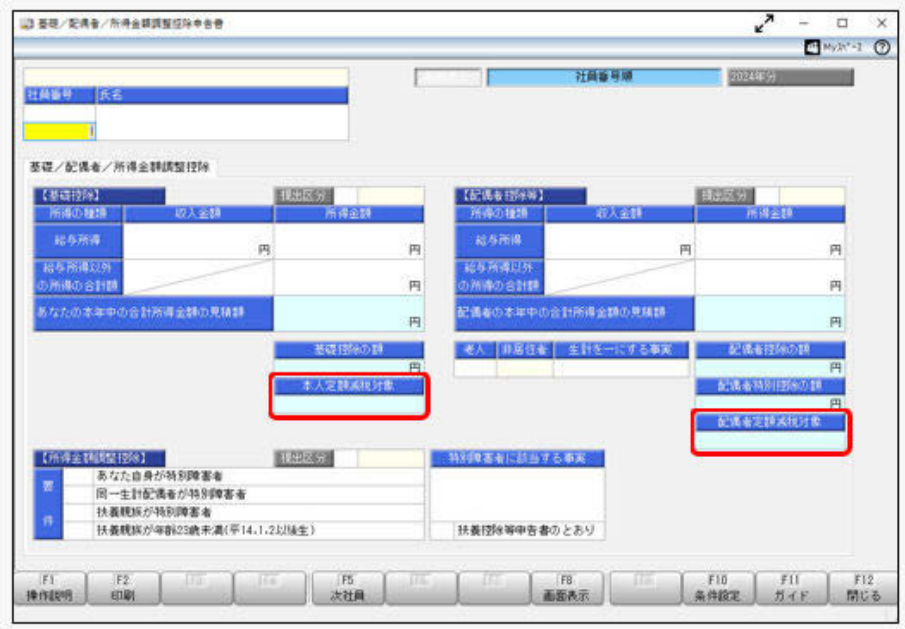
≪改正情報≫----------

- 「年末調整に係る定額減税のための申告書」に対応

「令和６年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書」に対応しました。



これに伴い、[年末調整]-[控除申告書]-[基礎／配偶者／所得金額調整控除申告書]メニューの【基礎控除】に「本人定額減税対象」欄、【配偶者控除等】に「配偶者定額減税対象」欄が追加されました。
本人や配偶者の合計所得金額から定額減税の対象になるかが自動判定され、定額減税の対象になる場合は「○」が表示されます。

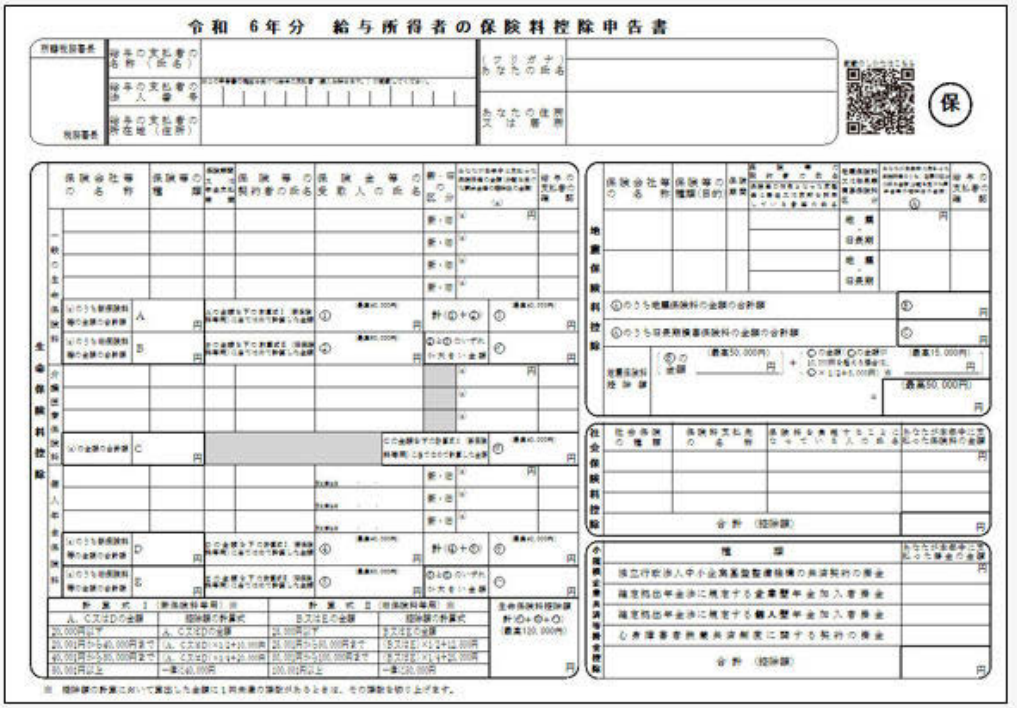


※当製品では「令和６年分 源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」を出力することはできません。

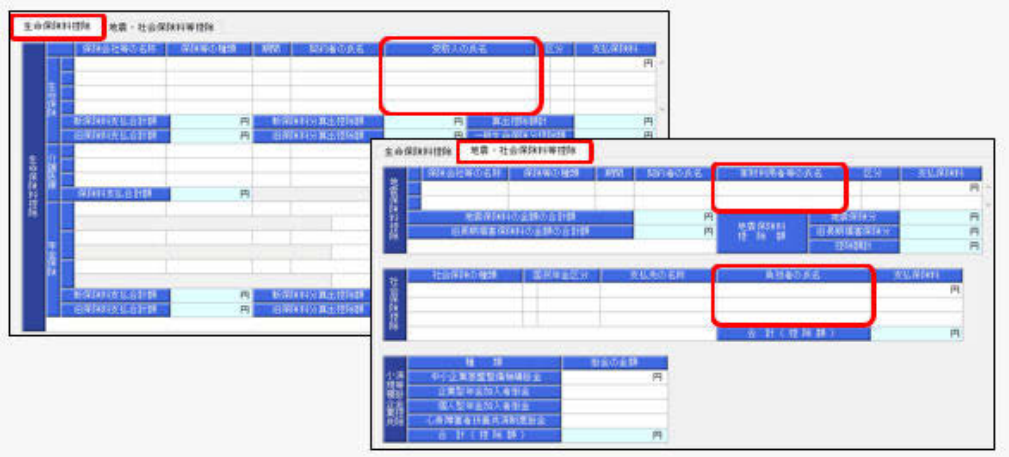
≪ 関連メニュー ≫
[年末調整]-[控除申告書]-[基礎／配偶者／所得金額調整控除申告書]メニュー

- **「保険料控除申告書」の新様式に対応**

「給与所得者の保険料控除申告書」の新様式に対応しました。
当年から申告者との続柄の記載を要しないこととされ、生命保険料控除・地震保険料控除・社会保険料控除の各「あなたとの続柄」欄が削除されました。



これに伴い、[年末調整]-[控除申告書]-[保険料控除申告書]メニューの生命保険料控除・地震保険料控除・社会保険控除の各続柄が削除されました。



また、汎用データの生命保険／地震保険データの以下の項目は、処理年が令和６年（2024年）以降の場合は、受け入れられなくなります。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【生命保険／個人年金】				
続柄	YPSG007	6	文字	
【地震保険】				
続柄	YPSD008	6	文字	

※処理年が令和５年（2023年）以前の場合は、受け入れられます。

≪ 関連メニュー ≫

・[年末調整]-[控除申告書]-[保険料控除申告書]メニュー
・[随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[生命保険／地震保険データ作成]メニュー
・[随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[生命保険／地震保険データ受入]メニュー

[給与賞与入力]メニューで月次減税に関する金額を入力可能

[日常処理]-[給与賞与入力]メニューで、処理年が令和６年（2024年）の場合は「減税前所得税」と「定額減税額（所得税）」が入力できるようになりました。[年末調整]-[源泉徴収簿]-[源泉徴収簿]メニューで印刷した際に、年末調整による過不足税額欄に各月の定額減税額（所得税）を印字することができます。

注　意

「減税前所得税」と「定額減税額（所得税）」は、「所得税」と同様に自動計算されません。

これに伴い汎用データの給与賞与データに以下の項目が追加されました。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
減税前所得税	DPSB014	9	数字	処理年が令和６年（2024年）の場合だけ、受け入れられます。
定額減税額（所得税）	DPSB015	9	数字	

≪ 関連メニュー ≫

・[日常処理]-[給与賞与入力]メニュー
・[随時処理]-[汎用データ作成]-[日常処理データ作成]-[給与賞与データ作成]メニュー
・[随時処理]-[汎用データ受入]-[日常処理データ受入]-[給与賞与データ受入]メニュー
・[随時処理]-[奉行連動データ受入]-[給与奉行→法定調書奉行データ受入]メニュー

定額減税（年調減税事務）に対応

年調減税事務では、年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき、年間の所得税額との精算を行います。
当製品の変更箇所は、以下になります。

[年末調整処理]メニュー

○年末調整計算を行う際に、定額減税対象者（本人・配偶者・扶養親族）が自動判定されます。
以下の場合に、定額減税対象者になります（配偶者と扶養親族については、本人が定額減税対象者でない場合は定額減税対象者になりません）。

本人	○居住者区分が「0：居住者」 ○本人の合計所得金額が1,805万円以下
配偶者	○居住者区分が「0：居住者」 ○配偶者の合計所得金額が48万円以下（同一生計配偶者） ○配偶者の有無が「1：配偶者あり」 ○配偶者控除等申告書の提出が「1：あり」 ※［社員情報登録］メニューの［家族・所得税］ページの定額減税区分の設定は、年末調整計算には影響ありません。
扶養親族	○居住者区分が「0：居住者」 ○扶養区分が「0：控除対象外」と「8：控除対象外で他の所得者の扶養」以外

○年末調整処理の計算結果に、年調減税額内訳と以下の項目が追加されます。



年調減税額	本人・同一生計配偶者・扶養親族の人数 × 30,000円 余白に年調減税額内訳が表示されます。 ※令和６年６月１日以後最初に支払われる給与等（賞与含む）の際に計算した月次減税額は、年調減税額に影響ありません。年末調整時点の情報で年調減税額を計算します。
＜年調減税額控除後の年調所得税額＞	＜年調所得税額＞ － 年調減税額がプラスの場合の金額 ※定額減税しきれた場合に表示されます。
控除外額	＜年調所得税額＞ － 年調減税額がマイナスの場合の金額 ※定額減税しきれなかった場合に表示されます。

なお、＜年調年税額＞には、＜年調減税額控除後の年調所得税額＞×102.1%（復興特別所得税）の金額が表示されます。

参　考

上記項目を[年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニューや[年末調整]-[年末調整一覧表]-[過不足税額一覧表]メニューで集計する場合は、条件設定画面の［集計項目］ページで項目を選択してください。

また、これに伴い汎用データの年末調整データに以下の項目が追加されました。

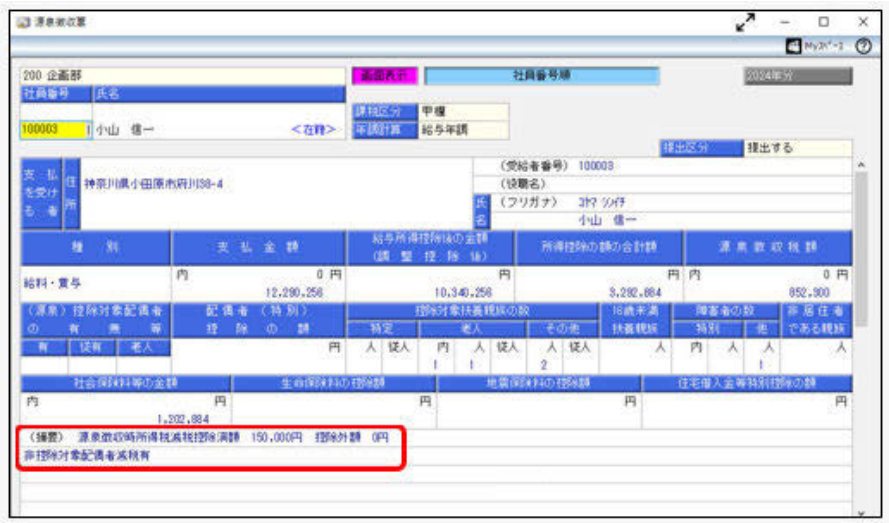
項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【計算結果情報】				
年調減税額	YCRI018	－	－	処理年が令和６年（2024年）の場合で、「計算結果の受入を行う」を選択した場合だけ、受け入れられます。
＜年調減税額控除後の年調所得税額＞	YCRI019	－	－	
控除外額	YCRI020	－	－	
年調減税額内訳－本人	－	－	－	受入不可 処理年が令和６年（2024年）の場合だけ出力できます。
年調減税額内訳－配偶者	－	－	－	
年調減税額内訳－扶養	－	－	－	

≪ 関連メニュー ≫

・[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
・[年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニュー
・[年末調整]-[年末調整一覧表]-[過不足税額一覧表]メニュー
・[随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー
・[随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニュー

[源泉徴収票]メニュー

摘要欄に以下の項目が出力されます。



源泉徴収時所得税減税控除済額	年調減税で控除した金額 ○年調所得税額 ≧ 年調減税額の場合 年調減税額の金額 ○年調所得税 ＜ 年調減税額の場合 年調所得税額の金額
控除外額	年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額 ※控除しきれた場合は０円になります。
非控除対象配偶者減税有	合計所得金額が1,000万円超である居住者の同一生計配偶者分を年調減税額の計算に含めた場合に出力されます。 また、上記の同一生計配偶者が障害者の場合は、「氏名（同配）（減税有）」が出力されます。

参　考

上記項目を[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票一覧表]メニューで集計する場合は、［源泉徴収票一覧表 － 条件設定］画面の［集計項目］ページで項目を選択してください。

また、各設定が以下に該当する外国人技能実習生の場合も、摘要欄に「源泉徴収時所得税減税控除済額０円 控除外額 30,000円」が出力されます。
○[社員情報登録]メニューの[給与・単価]ページの課税区分「0：計算不要」
○[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの外国人区分「1：外国人」
○[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの居住者区分「0：居住者」

≪ 関連メニュー ≫

・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー
・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票一覧表]メニュー
・[随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[税務署提出用データ作成]メニュー
・[随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[市町村提出用データ作成]メニュー

[源泉徴収簿]メニュー

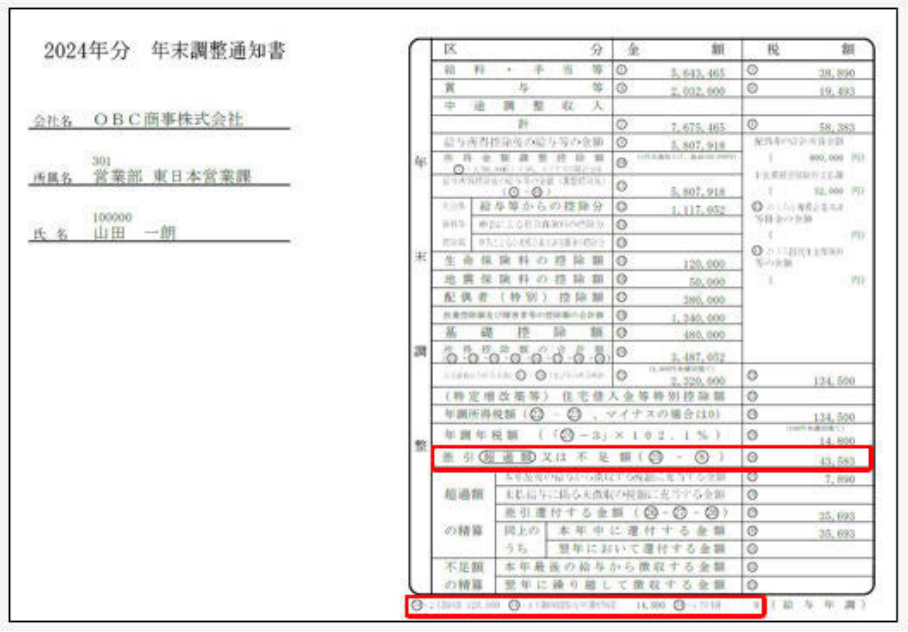
○年末調整欄に[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニューの計算結果と同じ項目（年調減税額・＜年調減税額控除後の年調所得税額＞・控除外額）、余白に年調減税額内訳が表示されます。
○印刷した際は、以下のように印字されます。
・年末調整による過不足税額欄に、各月の定額減税額（所得税）が「▲xxxxx円」と印字されます。
※年末調整による過不足税額欄は、用紙種類に「[5169]単票源泉徴収簿（横型）」「[5167]単票源泉徴収簿（横型）」「[5162]単票源泉徴収簿（横型）」「応用様式（税務署様式）」を選択した場合に印字されます。
・差引超過額又は不足額欄が超過の場合は、マイナス表記がなくなります。
・欄外に「年調減税額」「年調減税額控除後の年調所得税額」「控除外額」が印字されます。



≪ 関連メニュー ≫
[年末調整]-[源泉徴収簿]-[源泉徴収簿]メニュー

[年末調整通知書]メニュー

[年末調整]-[源泉徴収簿]-[源泉徴収簿]メニューと同様に、差引超過額又は不足額欄が超過の場合は、マイナス表記がなくなります。
また、欄外に「㉔-2 年調減税額」「㉔-3 年調減税額控除後の年調所得税額」「㉔-4 控除外額」が印字されます。



≪ 関連メニュー ≫

・[年末調整]-[源泉徴収簿]-[年末調整計算書]メニュー

・[年末調整]-[源泉徴収簿]-[年末調整通知書]メニュー

住宅ローン控除の増改築等の上限計算に対応

増改築の場合は、控除対象となる住宅ローンの年末残高の上限は2,000万円（居住開始年月日が令和４年１月１日以降）になります。
この上限を加味して住宅借入金等控除額を計算するため、[年末調整処理]メニューの[税額控除]ページに住宅借入金の種類が追加されました。
住宅借入金の種類を「0：新築又は購入」「1：増改築等」「2：新築又は購入と増改築等」「3：その他（２以上）」から選択してください。



住宅借入金の種類が「1：増改築等」の場合は、上限を2,000万円として住宅借入金等控除額が計算されます。
また、［２以上...］ボタンをクリックして表示される［２以上の住宅借入金等特別控除］画面の「２以上の住宅控除」は削除され、過去年も含め表示されなくなります。

これに伴い、汎用データの年末調整データに項目が追加・削除されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【税額控除情報】				
住宅借入金の種類	YITS018	1	数字	0：新築又は購入　1：増改築等 2：新築又は購入と増改築等 3：その他（２以上）
２以上の住宅控除	ー	ー	ー	過去年も含め、受入不可（削除）

光ディスクの摘要欄の文字数変更に対応

光ディスクにより提出する給与所得者の源泉徴収票と給与支払報告書について、提出用データの摘要欄の文字数が65文字から300文字に変更され、当製品でも対応しました。

≪ 関連メニュー ≫

・[随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[税務署提出用データ作成]メニュー
・[随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[市町村提出用データ作成]メニュー
・[電子申告]-[給与支払報告書]-[PCdesk用CSV取込データ作成]メニュー

「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の様式変更に対応

「簡易な扶養控除等申告書」では、前年に提出した扶養控除等申告書の内容に変更がない場合は、「前年から異動なし」と記載することで、詳細を記入する手間を省くことができます。
ただし、当製品では申告書を配付する際に登録内容をもとに各情報を印字できるため、「前年から異動なし」と印字することはできません。
当製品では、「簡易な扶養控除等申告書」としても利用できるように、申告書の二次元コードの印字位置を変更しました。



≪ 関連メニュー ≫

[年末調整]-[控除申告書]-[扶養控除等異動申告書]メニュー

≪機能追加≫----------

- 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2024年８月30日時点
銀行支店辞書	2024年９月９日時点
市町村辞書	2024年８月19日時点
電子申告辞書	2024年９月24日時点